

各町会長 様

男女平等推進センター所長 清水 美希

「DV相談窓口周知ポスター」掲示について（依頼）

日ごろより、男女平等推進センターのDV防止施策にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

11月25日は、国連の定める「女性に対する暴力撤廃国際日」で、内閣府は、11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」週間と定め、DVをはじめとする暴力防止対策事業をおこなっているところです。

配偶者間暴力のある家庭には、児童虐待も同時に起きている事例が多くあり、児童虐待防止の観点からも、DV防止の重要性が高まっています。

啓発への取組みにご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

＜配付物＞ 「DV相談窓口周知ポスター」A4版 1枚
＜掲示期間＞ 掲示依頼日以降12月20日（金）まで

◆◆◆◆◆参考◆◆◆◆◆

「DV」は、殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的なもの、性的なもの、経済的なものも含まれます。多くは、いくつかの暴力が重なって起こっています。

精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・「外で働くな」と言ったり、仕事を辞めさせる
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」と言う
- ・何を言っても無視する
- ・外出を禁止し、友人や親族とのかかわりを断つ
- ・大切にしている物をわざと壊したり、捨てたりする
- ・交友関係を細かく監視する

性的暴力

- ・避妊に協力しない
- ・性的行為を強要する
- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

経済的暴力

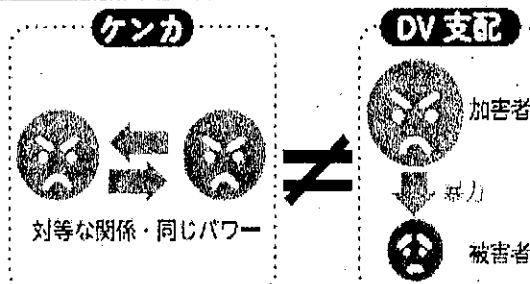
- ・家計に必要な生活費を渡さない

ポイント

ケンカとDVの違い ケンカだと思いませんか？

ふたりの関係で、一方がいつも小さくて、物事の決定権が奪われているのがDVによるコントロールです。

あなたとパートナーはどちらでしょう？



【担当】

男女平等推進センター 早川

☎ (5952) 9501

虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは
すべての人が、大切な人との関係において
心からのやすらぎを得られるように
ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを
宣言します

子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起きる暴力、
高齢者・障害者への虐待は、被害者の人権を著しく侵害し
心身に回復困難な傷をもたらします
暴力はいかなる理由があっても、
決して許されるものではありません

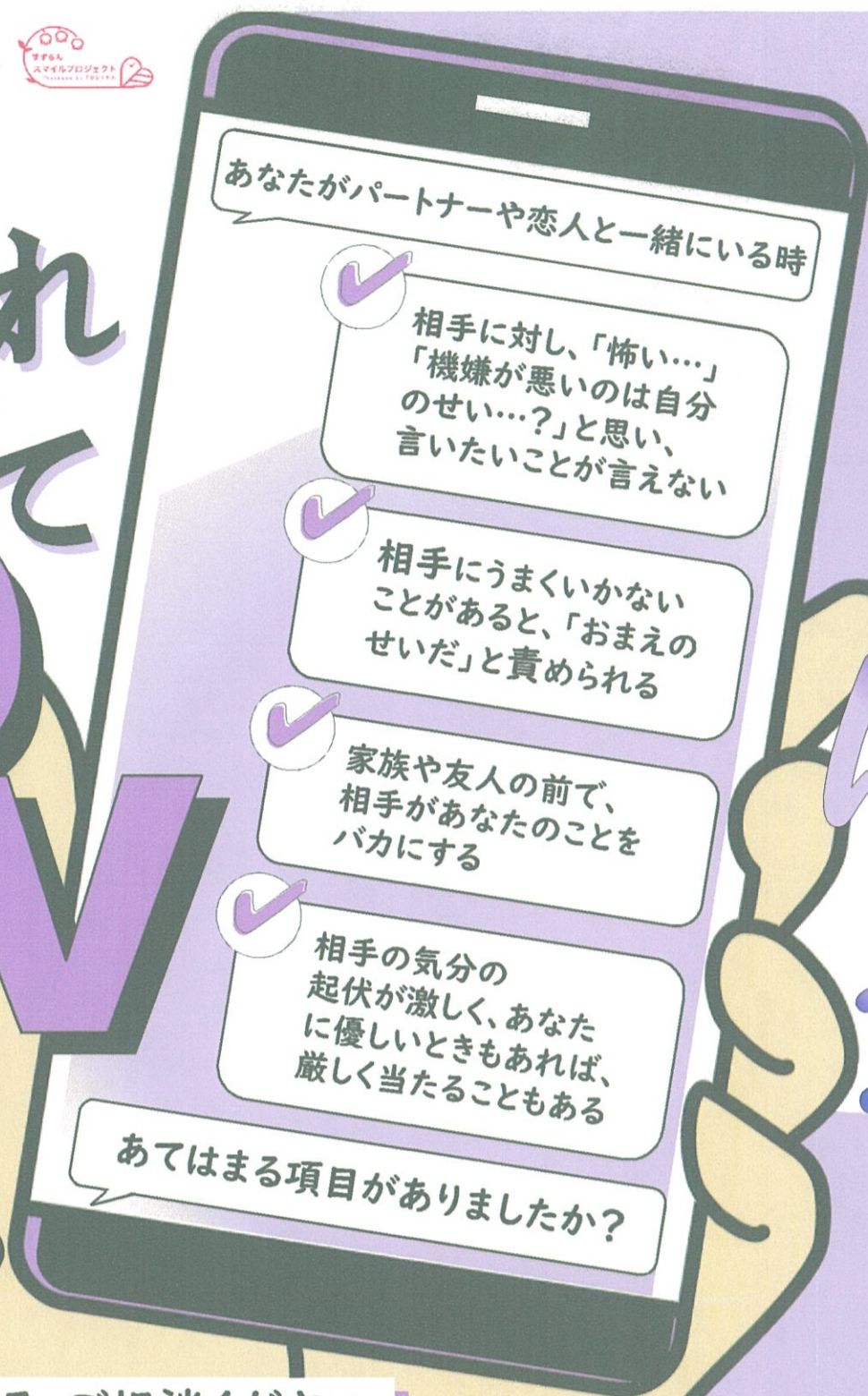
子どもたちが
生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で
身近な大人から暴力を学ぶことのないよう
わたしたちは、家庭から、地域から
あらゆる暴力を根絶していきます

親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため
無関心という一番の暴力を捨て
区民一人ひとりができることを考え
セーフコミュニティ国際認証都市として
ともに安全・安心なまちづくりのために
取り組んで行きましょう

平成25年2月15日
豊島区

これって

DV?



相手との関係には

はて？
と思ったら

悩むときこそ、ご相談ください。

DV相談プラス

つながりはやく
0120-279-889

内閣府 24時間受付

DV相談ナビ

はれれば
#8008

内閣府

5-Language DV Consultation Service

03-5467-1721

Tuesday, Thursday, Friday 1:00p.m.-4:00p.m.

English, Chinese, Korean, Thai, Tagalog (5言語対応)

詳細は区HPへ



女性対象相談ダイヤル

DV相談専用	03-6872-5250	月-土 9:00-17:00
男女平等推進センター	03-3980-7830	月-土 9:00-17:00
子育て支援課	03-3981-2119	月-金 8:30-17:15

児童相談所
全国共通ダイヤル

いちはやく
189

11月12日~11月25日は、

「女性に対する暴力を
なくす運動」期間です。